

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017 年度一般入学試験（後期募集・2月18日分）－

## 試験科目：民事訴訟法

### 1. 出題趣旨

[1] 将来給付の訴え，[2] 証明と疎明，[3] 適時提出主義という判決手続を理解するうえで基本的な概念や制度に関する基本的な理解を問うものである。

[1] 将来給付の訴えについては，現在の給付の訴えとの相違点を中心にその特質と民訴法 135 条が特別に要求している要件（「あらかじめその請求をする必要がある場合」）について言及する必要がある。

また，具体例を挙げながら，将来給付の訴えの特質について説明することを期待していた。

[2] 証明と疎明については，当事者間で争いがある事実について当事者が行うべき証明活動における，裁判官に抱かせるべき心証度の違いに言及する必要がある。そのうえで，原則として証明が必要であるとされているのに対して，明文の規定がある場合についてのみ疎明で足りるとされていること（解釈上例外が認められる場合はある），疎明については 189 条に証拠方法に関する制限が定められていることにも触れるべきである。

[3] 現行法が新たに採用した適時提出主義については，なぜ現行法が旧法下の随時提出主義から変更した理由を踏まえて説明する必要がある。現在の判決手続では，争点及び証拠の整理手続の終了後に新たな事実や証拠を提出しようとするとき当該当事者は相手方の求めに応じて事前に提出できなかった理由を説明しなければならない（民訴 167 条・174 条・178 条）。この理由の説明ができなければ，攻撃防御方法の不適法却下という制裁を受ける可能性があることに言及すべきであろう（157 条 1 項）。

### 2. 採点実感

[1] については受験者による記述にそれほど大きな違いが認められなかったものの，どのような場合に将来給付の訴えとして取り扱われるかという最も基本的な問題について誤って理解している者がいた。極めて残念であった。

[2] については，疎明が認められる場合を，具体例を挙げて説明している答案が少数ながらもあったが，誤解をしているのではないかという印象をもつような答案もあった。

[3] については，随時提出主義の説明をしていた答案があったが，現行法の基本的な特質を全く理解していないのではな

いかと疑わせるものであった。ただし、大多数の答えはかなり正確な理解度を示していたと評価している。

### 3. 学習方法

とにかく基本的な制度や概念について正確な知識を身に着けるために、基本書を繰り返し読むことを推奨する。同時に基本的な問題については判例の立場を正確に理解したうえで、それに対する批判についても考えておく必要がある。とくに、司法試験では判例の立場とは異なる見解による分析が要求されることが多いので、あくまでも判例は議論の出発点であることに注意してほしい。